

市第 14 号議案横浜市火災予防条例の一部改正の概要

1 改正の背景

消防法に規定する危険物の規制については、指定数量以上を貯蔵、取扱う場合は、危険物施設として消防法により規制され、指定数量（※）の5分の1以上、かつ、指定数量未満の危険物を貯蔵、取扱う場合は、少量危険物貯蔵・取扱所として各市町村の火災予防条例の基準により規制しております。

今般、総務省消防庁の「火災危険性を有する物質に関する調査検討会」において、『炭酸ナトリウム過酸化水素付加物』が危険物第一類酸化性固体の性状を有するとともに、国内において相当量の取扱いが確認されたため、危険物の規制に関する政令（以下「政令」という。）が改正され、危険物第一類として新たに追加されました。

このため、横浜市火災予防条例（以下「条例」という。）の必要な事項について改正します。

※ 指定数量とは、物質の特性や危険度を勘案して、消防法の許認可の対象とするため定められた量で、危険性の高いものほど、この量は少なく設定されています。

2 改正が必要な理由

ホームセンター、クリーニング工場など市内 141 事業所に対する聞き取り調査の結果、少量危険物貯蔵・取扱所に該当することとなる施設はありませんでした。しかしながら、『炭酸ナトリウム過酸化水素付加物』を危険物に追加する政令の施行日である平成 24 年 7 月 1 日までに新たに貯蔵等が行われた場合、7 月 1 日以後、直ちに施設の改修等の措置が必要となることから、一定の猶予を設けるため、条例に経過措置を規定します。

<炭酸ナトリウム過酸化水素付加物とは>

1 形状・性質

- (1) 多くは、無色の結晶又は白色の粉末・顆粒です。
- (2) 一般的には、不燃性物質ですが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解し酸素を放出します。
- (3) 可燃物、有機物その他酸化されやすい物質との混合物は、過熱、衝撃、摩擦等により、激しく燃焼することがあります。

2 主な用途

一般的には「過炭酸ナトリウム」、「過炭酸ソーダ」と呼ばれており、主に、酸素系漂白剤や台所洗剤などの原料として広く使用されており、これらの漂白剤等の商品はホームセンター・薬局などで一般的に販売されています。

ただし、国内メーカーでは、これらの商品は、危険物としての性状に関する試験の結果、消防法に規定する危険物に該当しないと公表しています。

3 経過措置の内容

条例制定時の付則に経過措置に関する規定を第8項から第12項まで、五つの項を加えます。

(1) 第8項

条例第37条の2第1項第16号イに定める危険物の品名、数量等の容器の表示については、平成25年12月31日まで適用しない。

(2) 第9項

条例第37条の2第2項に定める危険物の品名、数量等を記載した標識の設置等の基準、第37条の3の2に定める壁、柱、天井は不燃材料で造るなどの屋内の取扱いの場所の基準及び第37条の4第2項に定める危険物を貯蔵するタンクの構造基準については、施行日である平成24年7月1日における危険物の数量を以後増やさないと要件とし、平成25年6月30日まで適用しない。

(3) 第10項

条例第37条の2第2項第9号に定める配管の構造に関する基準については、配管が十分な強度を有し漏れない構造であること、かつ、施行日である平成24年7月1日における危険物の数量を以後増やさないと要件とし、適用しない。

(4) 第11項

施行日である平成24年7月1日において、少量危険物を貯蔵、取扱うこととなる者は、条例第76条第1項に定める消防署長への届出については、平成24年12月31日までに届け出ること。

(5) 第12項

すでに他の危険物により、少量危険物貯蔵・取扱所として届け出ている者で、施行日である平成24年7月1日において、『炭酸ナトリウム過酸化水素付加物』を貯蔵等する者は、条例第76条第2項に定める消防署長への変更届出については、平成24年7月1日以後遅滞なく届け出ること。

4 施行期日

平成24年7月1日

<経過措置の概略図>

